

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように  
 改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（四半期報告書の記載内容等）            第十七条の十五 「略」            2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二條の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二條の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）</p> <p>三 「略」</p>	<p>（四半期報告書の記載内容等）            第十七条の十五 「同上」            2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二條の三十八第一項に定める業務（同法第二百七十二條の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）</p> <p>三 「同上」</p>

3 「略」

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 「略」

2 「略」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(同条第一項第十二号に規定するものに限る。)、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社(法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。)が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 「略」

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

「一・二 略」

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

「一・二 略」

「3 7 略」

3 「同上」

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(同条第一項第十二号に規定するものに限る。)、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社(法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第一項第二号、第二十二條第一項第二号及び同条第三項において同じ。)が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 「同上」

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

「一・二 同上」

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

「一・二 同上」

「3 7 同上」

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 「略」

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

「一・二 略」

「3～6 略」

(親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条

法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令

で定める場合は、同項に規定する親会社等状況報告書に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする親会社等において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、提出子会社に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ

親会社等の使用に係る電子計算機と提出子会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提出子会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ

親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提出子会社の閲

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 「同上」

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

「一・二 同上」

「3～6 同上」

「条を加える。」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>覧に供し、当該提出子会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、提出子会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、親会社等の使用に係る電子計算機と、提出子会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第二項各号に掲げる方法のうち親会社等が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 第一項の規定による同意を得た親会社等は、提出子会社から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該提出子会社に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該提出子会社が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------